

建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト
質問に関する回答

2019.6.3

番号	質問事項	回答
1	公募要領の公募対象の中に、「国土交通省等が発注している土木工事・・・」と記載されておりますが、この土木工事というのは舗装工事も対象に入りますでしょうか。	舗装工事も対象となります。
2	昨年度遂行しました試行業務の詳細内容の公表ですが、いつごろ発表されますでしょうか？	昨年度の成果の公表については、以下に公表されております。 (・・・公表用場所のURLを記載・・・)
3	資料4「技術を試行するための概算経費内訳」を算出する際に使用する人件費単価は、「平成31年度設計業務委託等技術者単価」以外の単価を用いることは可能でしょうか？	令和元年度に適用する、「平成31年度設計業務委託等技術者単価」及び「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」について参考にしてください。
4	資料4「技術を試行するための概算経費内訳」「⑥その他経費」に「旅費交通費」の例が記載されておりますが、出張旅費は、間接経費（直接経費の30%）とは別で積上げ計上して良いのでしょうか？	記載例の通り、直接経費のうちその他経費に計上願います。
5	資料1「応募者の概要」の「試行工事名」につきまして、昨年度実施した技術内容の継続で申し込む場合、昨年度とは違う現場で試行することは可能でしょうか？	今年度の試行内容に応じて、4. 応募要件に合致します建設現場を選定ください。
6	応募要項15.(3)「問い合わせ期間」につきまして、平日の9:00～17:30（12:00～13:00除く）以外に受信されたメールにはお答えいただけないということでしょうか？	5/28（火）の17:00までに受信したメールに回答いたします。
7	公募要領 4. 応募要件等にありますが、発注者の了解を得る書面においては、工事担当部署の工事課長の署名または捺印でよろしいでしょうか？もしくは工事担当部署の所長の署名または捺印でよろしいでしょうか？	試行対象とする工事の工事監督職員にご相談の上、発注者の了解を頂いてください。
8	応募資料 作成要領の中で、3. E-mailにて提出して下さい。「応募資料の容量は原則、5MB以内とします。動画を提出する場合は、この限りではありません」とあります。動画を提出する場合は、5MBを超えることが予想されます。動画を提出する際の送信サービスの案内や動画の容量上限はあるのでしょうか。	動画を応募資料と別途提出される場合には、事前に提出先まで連絡をしたあと、当方より大容量ファイル送信サービスの案内を送ります。 また、動画の容量として、時間を3分以内及び容量を50MB以内とします。
9	応募様式 資料4「本件に係る独自の研究開発費（上記を除く）」項目について、本項目の記載内容は、どのような内容の費用を記載すればよろしいでしょうか？ ①委託業務にはランニング費用（運用費用）として計上しているが、別途開発を行っているシステム構築費 ②本委託業務に係る技術（例えばAI分析）などで、既に構築にあたり別途（もしくは先行）試行を実施している研究開発費（人件費を含む）	①及び②について対象となります。
10	応募様式 資料4「本件に係る独自の研究開発費（上記を除く）」項目について、記載対象とする期間は、以下のどちらでしょうか？ ①本試行に係る技術のうち、本試行期間内に委託業務外に発生する費用 ②本試行に係る技術のうち、以前より開発（研究）を実施していた費用	①及び②について、2019年度及び2020年度以降に該当するものがある場合のみ該当欄に記載してください。
11	本年度の応募につきまして、地方公共団体発注の現場にて試行を実施させていただきたいと考えております。すでに、試行実施現場 発注者（以下、現場発注者）への了承につきまして、現場発注者の様式にて了承を得ております。 しかしながら、現場発注者の様式における承諾は、「打合せ簿」内の決済済の捺印内への押印が承諾の意味をなしており、国土交通省様の打合せ簿のように「承諾します」とのコメント記載はございません。 現場発注者の様式かつ押印のみで、公募要領内記載の「4. 応募要件1) 応募・施行要件」を満たすことは可能でしょうか？	公募要領4. 応募要件 1) 応募・試行要件に記載の通り、取得データを国土交通省に提出することについて、任意の様式にて発注者に了解を取っていただき、ヒアリング時にその書面を提出ください。

12	<p>①2018年度の実証実験は、大阪市発注の事業内で施工主の許可を得て実施してデータを取得しておりますが、本データ解析及びデータを用いたモデル構築は現在もやっているところですが、この研究に関して本公募の研究に含めることは可能でしょうか？</p>	<p>公募要領では、「2. 公募対象」において「各技術は、国土交通省等が発注している土木工事（試行実施中に契約中または契約見込みである工事）の現場において、2019年度に試行するものとしませ。」とされており、契約中または契約見込みの工事で試行する必要があります。併せて、その他の公募要領に記載のある要件等を満たしていれば、本公募の対象となります。</p>
13	<p>②民間鉄道会社発注の工事は、国土交通省等発注に含まれますでしょうか？</p>	<p>「公募要領2. 公募対象」にあります国土交通省等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に規定する国、特殊法人、地方公共団体であり、民間鉄道会社は該当いたしません。</p>
14	<p>1. 応募様式 資料4 技術を試行するための概算経費内訳 ②機械費について ・リース契約等が難しく、機械を製作又は購入し発生した費用について、機械の使用用途が本試行業務のみである場合に、機械の減価償却期間を本試行業務期間としてよろしいでしょうか</p>	<p>御指摘のとおりで構いません。 なお、対象とする機械の使用の時期に合わせて設定いただくこととなります。</p>
15	<p>2. 応募様式 資料4 技術を試行するための概算経費内訳 ⑥その他経費について ・旅費交通費の中に宿泊費は含まれるのでしょうか</p>	<p>対象となります。</p>
16	<p>日本版バイ・ドール規定を行使しなかった場合、知的財産権は国土交通省に帰属しますが、我々コンソーシアムメンバーが、今回の試行で開発された成果（システム）を今後、他の工事等に適用する場合は、どのような手続きが必要でしょうか。また、その手続き方法は、開発したコンソーシアムメンバーと、その他（第三者）で違いはありますか。</p>	<p>具体的な手続きについては、国土交通省との協議の上で決定します。コンソーシアムメンバーとその他で手続き方法は変わりません。</p>